

第 15 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 \* 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています

\* 公開不可の記入があったものは, 公開しません

\* ( ) は事務局の補足です

\* 懇談会主旨に関連しない項目は掲載しておりません。

NO.	カテゴリー	Q	A
1	盛り込む項目について	初めて傍聴したが, 15 回にしては基本的な事, 基本的な文言, 基本的な定義が決まっていないのにちょっと疑問を感じた。問題はあろうがこのままで進むのか。食の問題, 住の問題を含む条例化, 環境問題は含まれないのか。安心して住める環境づくりや老・幼の問題は?	委員に開示します。
2	条例のあり方について	議論を聞いていて, 何の為に「自治基本条例」を提案していこうとしているのかという点が, 少しあいまいのように感じました。もし, 昼間, 災害が起きたとしたら, そこで助け合うのは住民だけではなく, まさに市民(広く定義された)が相互扶助し合うはず。条例は 24 時間機能しなければならないはず。職員も在勤の市民ととらえ, 共にまちづくりを推進するメンバーです。今あるまちが更により良いまちになるように, そこで生活する人たちが認識し, 活かすことのできる条例として創り上げていただきたいと思います。	委員に開示します。
3	議会の役割と責務について	議会の, 役割と責務について, やはり自治の基本に市民代表の議会が存在するので, その仕事等については分かりやすく記載するほうがよいと思います。市政がどのように運営されるか, 執行機関と議決機関の機能を市民に理解してもらうためにも, 一考いただきたいと思います。執行機関も同様に必要だと考えます。	委員に開示します。
4	議会の役割と責務について	地方議会と国会の相違について, 少し踏み込みたいという委員長発言には同感です。又, 議会としての機能がより向上するための施策について提案できる仕組みについて河野委員, 齊藤委員から話されましたが, そういう面からもアプローチした提案内容になることが, 今, 求められると思います。	委員に開示します。

5	議会の役割と責務について	議会の権限を見ると、条例の制定、改廃にあるとすれば、自治基本条例こそ議会が関与すべき仕事のはずですが……。ここでの議論が議会での特別委員会設置につながる努力の必要性を感じています。	委員に開示します。
6	議会の役割と責務について	議会は市民の多くが反対する内容は議決することはできない。また、議会は市民の多くが求める内容は、それが社会通念上許されることであれば議決することになる。これらは成文法で特別に拘束されている解ではないが、選挙などにおいて実質上これらが拘束されているという事実において、議会は市民の代理という考え方が成りたつ。	委員に開示します。
7	議会の役割と責務について	地方自治法96条について、「決算を議決すること」に関連して、特に13号の損害賠償の額を定める条項が大切である。行政が予算に対して正当な理由のない決算を実現した時に、行政の長に対してこれを行うことができるからである。 行政の長の義務として、正当な理由のない金銭の支出入は認められない	委員に開示します。
8	議会の役割と責務について	「市議会論」ですでに法に定められていることを書くのは必要かとの意見が出された。その限りでは重複は避けたほうがよいと思われる。しかし、書かれていることが、ないがしろにされていることが多いように思える。とすれば、余分なことは思えても必要最低限度の「はげまし」が必要。「かくあるべし」は理解しつつも「条文に明記するのは如何か」の議論があった。論じられていることはそれなりに理解しつつも、現状との「へだたり」が大きい。くりかえしになっても最低限度のことは記述の要があろう。ルール無視が常態化しつつある昨今、ここに警鐘を鳴らす意味からも必要。最高法規性を意図するなら、自明のことと思われ、無駄と思えることも記述することが必要。そこに立脚して全体を見渡せる仕組みとしたい。	委員に開示します。
9	議員の責務について	「市議会議員の責務」について齊藤委員はむしろ「市議会議員の行動指針」とした呼び方がよいのではないかと指摘された。私も本音で言うとまったく賛成である。 しかし、調布市には「議会ウォッチング」の団体があり、彼らは「市民が傍聴している前であっても平気で居眠りしている議員がいる」「TV放映も、自分の恥を	委員に開示します。

		<p>さらしたくないから反対している」という強い憤りがある。</p> <p>丸山委員が「責務」と書かれたのは、その人たちの気持ちを汲み上げて表現されたものと思う。(他市の条例でも「責務」という表現を用いているところがあります)</p>	
10	議員の役割と責務について	<p>議会は市民の意見を反映させていくべきものである。そこで、常時において議員は市民と定期的なフォーマルなコミュニケーション、不定期的なインフォーマルなコミュニケーションを積極的にもつことが大切である。この事を、市議会というものではなく、議員としての責務として規定するべきである。</p>	委員に開示します。
11	議員の役割と責務について	<p>市町村議会の政策スタッフは市民であるべきである。調布の街を良くする意欲のある市民が議員と手をつないで研究をし、その事によって議員が政策提案をするべきなのである。 アメリカなどのロビー活動を参考に。</p>	委員に開示します。
12	市民と住民について	<p>人は生活をする時に、そのおかれている環境との相互関係においてそれを行う。現代及び未来の社会はより交通が発達し、人の移動が激しくなると考える。調布の中で生活をしているのは、調布の住民だけではない。調布の住民以外の人々が調布にいる時の調布の環境づくりが大切である。</p> <p>生活 人が眠りから覚醒し、行動をとるすべての行為</p> <p>環境 人が生活する時の人のまわりに存在するもので、生活の質を決定するもの</p> <p>調布の住民が他の町に移動し、他の町の人々が調布の町に移動するという give and take という考え方を大切にすべきである。</p> <p>税金の問題にもこの考え方が大切である。</p>	委員に開示します。
13	市民と住民について	<p>住民という言葉は、住民だけの問題を考える時には必要である。団塊の世代の定年が間近になっているが、この人達が定年後の住民としての生き方を問題として考えるときは、住民という考え方が必要となる。</p>	委員に開示します。

14	市民と住民について	住民と市民の話が出ましたが、調布市の総合計画の中でP34計画の対象となっているのは、市民（市内在住の住民（個人及び法人））のほか、主として市内で活動する団体、事業を営む者及び市内への通勤、通学者を含むものとしています。従って、総合計画の対象としている市民と条例にある市民（住民）が住民として明記し、異なってしまうと条例と計画の整合性がとれなくなるのではないかと思います。	委員に開示します。
15	市民と住民について	用語の使い分けの方法として、広い意味をもつ用語を一般的に用い、狭い個別の内容を論ずる時に、狭い意味の用語を用いる方法がある。 市民・生活者 広い意味をもつ用語 住民 狭い意味をもつ用語	委員に開示します。
16	自治について	「住民自治」という考え方は、第一次産業（職・住同一地域）が中心の戦前の状況を基にした考え方である。現在は第二次・第三次産業が中心であり、職・住分離が原則である。また、住の範囲も交通の発達により、住の質を高める為にその活動範囲は広がっている。 現代社会の実態としては、住民自治という考え方では合わなくなっている。私は「生活」の定義を考えて「生活者自治」という考え方をとりたい。	委員に開示します。
17	評価機関について	基本条例の評価機関として重要なことは、評価した内容がどのように議会や行政、市民活動に生かされていくかである。まず、生かしていく為の条例を考えていく内容を基本条例の中に盛り込んでいく事が大事である。	委員に開示します。
18	評価機関について	評価機関について 公表した事について評価していくという方法も含めたやりとりがありました。細かい内容については検討の余地があると思いますが、いずれ議会でも検討していくべき課題だと受け止めました。	委員に開示します。
19	報告書について	文言の使い方は「～しました」でも「～した」でもどちらでもよい。しかし、一般的に箇条書きについては「～した」「～である」などの方がよい。	委員に開示します。